

葛巻町農業委員会
第21回総会議事録

1 日 時 令和2年3月27日(金) 午後1時30分から午後2時9分

2 会 場 葛巻町役場 第4会議室

3 会議に付した議案

議案第1号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見の決定を求めることについて

議案第2号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について

議案第3号 令和2年度農作業賃金標準額(案)の承認について

議案第4号 農業委員会事務局職員の任免に関し承認を求めることについて

報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について

4 出席委員

① 深 澤 進 ② 門 場 政 一 ③ 藤 森 康 隆

④ 藤 岡 俊 策 ⑤ 川 崎 美由起 ⑥ 久 保 淳

⑦ 落 宰 勝 ⑧ 星 野 順 子 ⑨ 南 坂 スガ子

5 議事録署名委員

③ 藤 森 康 隆 ⑤ 川 崎 美由起

7 書記(農業委員会事務局)

和 野 康 弘 (事務局長)

事務局長

ただ今から葛巻町農業委員会第21回総会を進めさせていただきます。
初めに深澤会長からご挨拶を頂戴し、引き続き総会に入っていただきたいと思
います。
よろしくお願いいたします。

〔あいさつ〕

会 長

ご苦労様です。

先ほど事務局長からも説明がありましたが、今日は農林環境エネルギー課の松浦課長と住
民会計課の松尾室長から出席をいただいております。24日に人事異動が発表になりましたが、
今回機構改と併せての人事異動となりまして、農業委員会の事務局長を農林環境エネルギー
課の松浦課長が兼ねるということになりました。また、松尾室長が主幹ということで農業委
員会に来ていただくことになりました。よろしくお願いいたします。

また、和野事務局長は建設水道課の方に異動となっております。3人には、総会終了後にご
挨拶をいただきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

それから、新型コロナウイルスが、会議や集まり等があれば常に話題になっております。テ
レビや新聞等でもトップニュースになっており、私の方で話をするまでもないですが、皆様
も、感染をしないこと、感染を移さないこと、そういった意識を持って行動をしていただき
たいと思います。よろしくお願いいたします。

〔開 会〕

議 長

ただ今から、葛巻町農業委員会第21回総会を開会いたします。
本日の出席委員は9名中9名で全員出席しておりますので総会は成立いたします。
本日の総会提出議案は、お手元に配付している議案書のとおりです。

《日程第 1 》

議 長

日程第1「議事録署名委員の指名」を行います。
議事録署名委員は、3番藤森委員、5番川崎委員のお二人を指名いたします。
また、会議書記は、事務局職員の和野事務局長を指名いたします。

《日程第 2 》

議 長

次に、日程第2「会期の決定」を行います。
会期は、本日1日と決定することにご異議ございませんか。

【「異議なし」の声】

議 長

異議なしと認め、会期は本日1日と決定いたします。

《日程第 3 》

議 長

次に、日程第3「会務報告」について事務局の説明を求めます。

【事務局長 挙手】

議 長

事務局長。

事務局長

はい。お手元の会務報告をご覧ください。

月 日	内 容	出 席 者
2月28日(金)	葛巻町森林組合通常総会 (グリーンテージ)	会長職務代理者
3月 6日(金) 9日(月) 17日(火)	3月定例会議	会長 事務局長
16日(月)	現地確認調査 (町 内)	会長職務代理者、久保委員 事務局長
17日(火)	集落座談会 (遠矢場林業研修センター) " (橋場生活改善センター) " (五日市生活改善センター) " (江川農村センター)	川崎・久保委員 市村・今待推進委員
18日(水)	集落座談会 (元木生活改善センター) " (ゆきわり荘) " (小屋瀬農村センター) " (土谷川生活改善センター)	落宰委員
19日(木)	集落座談会 (星野生活改善センター) " (冬部生活改善センター) " (小田林業研修センター) " (田野構造改善センター)	会長職務代理者 端坂推進委員 農地利用集積促進員
23日(月)	集落座談会 (町総合センター)	藤森委員 千葉推進委員
26日(木)	葛巻町認定農業者協議会定期総会 (グリーンテージ)	会長、会長職務代理者 藤森・川崎・久保・落宰委員 市村・今待・外山・端坂推進委員

以上でございます。

議 長

以上で説明が終わりました。

ただ今の報告について、何かご発言がございましたら、どうぞ。

【「なし」の声】

議 長

ないようですので、以上で日程第3「会務報告」を終わります。

《日程第 4》

議 長

次に日程第4「議案第1号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見の決定を求めることについて」を議題に供します。事務局より議案の説明を求めます。

【事務局長 挙手】

議 長

事務局長。

事務局長

議案書は1ページをご覧ください。農地の所在は、●●第●地割字●●で、●●●の畑1筆261㎡を●●●●地区の●●●さんへ所有権移転し、駐車場、物置等を整備するものでございます。現在、●●●●は●●●地区の●●●河川事業堤防整備を計画しており、堤防整備に伴い、物置を設置している●●●さんの所有地全てが用地買収されることから、その土地の代替地として整備するものでございます。申請地の位置につきましては5ページをご覧ください。対象農地は●●●●●と●●●●●●●を結ぶ町道役場線に面した場所でございます。6ページに本申請の平面図を添付しておりますが、物置、駐車場、自己所有地から申請地までの通路として使用するもので、本年7月から12月までに盛り土及び、整地工事を行い、令和3年7月から同年10月までに物置を整備する計画となっております。2ページの調査書をご覧ください。この案件について調査した内容をまとめたものでございますが、4番の農地転用許可基準から

みた意見と理由にそれぞれ記載しているとおりに、各項目とも許可要件を満たしていると思われるものです。

以上でございます。

議 長

この事案は現地確認が行われております。

現地確認結果の報告を6番久保委員にお願いします。

【6番久保委員 挙手】

議 長
6 番

久保委員。

現地確認結果を報告します。

この案件は、●●●河川事業における堤防整備に伴い用地買収される土地の代替地とするものです。申請地は、役場前の住宅地に囲まれた場所で、譲渡人の●●●の説明では、令和2年度に盛り土など整地をおこない、令和3年度に物置を設置する計画となっております。

このことから、調査書に記載のとおり特に問題はないものと判断いたしました。

以上です。

議 長

以上で説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑等ございましたら、どうぞ。

議 長

【「なし」の声】

ないようですので、採決に移りたいと思いますが、ご異議ございませんか。

議 長

【「異議なし」の声】

異議なしと認め、採決に移ります。

議案第1号「農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見の決定を求めることについて」を原案のとおり許可相当と決定することに賛成の方は挙手願います。

【挙手全員】

議 長

挙手全員です。

よって議案第1号「農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見の決定を求めることについて」を原案のとおり許可相当として県知事に意見を提出いたします。

《日程第5》

議 長

次に日程第5 議案第2号「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について」を議題に供します。事務局より議案の説明を求めます。

【事務局長 挙手】

議 長
事務局長

事務局長。

議案書は7ページをご覧ください。1番の案件です。●●第●地割字●の畑2筆40,423㎡は、●地区の●●●●さんの農地で、同地区の●●●●さんに貸し付けるもので、新規の案件でございます。利用目的及び賃借料、貸借期間はいずれも記載のとおりです。

次に2番の案件です。●●第●地割字●●●の畑1筆699㎡は、●●地区の●●●●さんの農地で、●●地区の●●●●さんに貸し付けるもので、新規の案件でございます。利用目的及び賃借料、貸借期間はいずれも記載のとおりです。

次に3番の案件です。●●第●地割字●●●の田3筆2,420㎡は、●●地区の●●●●さんの農地で、同地区の●●●●さんに貸し付けるもので、再設定の案件でございます。利用目的及び賃借料、貸借期間はいずれも記載のとおりです。

8ページをご覧ください。次に4番の案件です。●●第●地割字●●の畑1筆、第●地割字●●の畑2筆、第●地割字●●の畑1筆、合わせて4筆4,978㎡は、●●地区の●●●●さんの農地で、●●地区の●●●●●●●●●●さんに貸し付けるもので、再設定の案件でございます。利用

目的及び賃借料、貸借期間はいずれも記載のとおりです。

次に5番の案件です。●●第●地割字●●の畑1筆、田1筆、第●地割字●の畑2筆、合わせて4筆33,505㎡は、●●●地区の●●●●●さんの農地で、●●●地区の●●●●●さんに貸し付けるもので、再設定の案件でございます。利用目的及び賃借料、貸借期間はいずれも記載のとおりです。

次に6番の案件です。●●第●地割字●の畑2筆8,941㎡は、●●●地区の相続人代表●●●●●さんの農地で、●●●地区の●●●●●さんに貸し付けるもので、再設定の案件でございます。利用目的及び賃借料、貸借期間はいずれも記載のとおりです。

9ページをご覧ください。7番の案件です。●●第●地割字●●●の田2筆、畑3筆、合わせて5筆8,368㎡は、●●●地区の●●●●●さんの農地で、●●●地区の●●●●●さんに貸し付けるもので、新規の案件でございます。利用目的及び賃借料、貸借期間はいずれも記載のとおりです。

次に8番の案件です。●●第●地割字●●の畑1筆10,915㎡は、●●●地区の●●●●●さんの農地で、●●●地区の●●●●●さんに貸し付けるもので、新規の案件でございます。利用目的及び賃借料、貸借期間はいずれも記載のとおりです。

次に9番の案件です。●●第●地割字●●の畑1筆20,015㎡は、●●●●●の●●●●●さんの農地で、●●●地区の●●●●●さんに貸し付けるもので、新規の案件でございます。利用目的及び賃借料、貸借期間はいずれも記載のとおりです。

10ページをご覧ください。10番の案件です。●●第●地割字●●●の畑2筆12,311㎡は、●●●地区の●●●●●さんの農地で、●●●地区の●●●●●さんに貸し付けるもので、新規の案件でございます。利用目的及び賃借料、貸借期間はいずれも記載のとおりです。

次に11番の案件です。●●第●地割字●●の畑1筆1,267㎡は、●●●の●●●●●さんの農地で、●●●地区の●●●●●さんに貸し付けるもので、新規の案件でございます。利用目的及び賃借料、貸借期間はいずれも記載のとおりです。

次に12番の案件です。●●第●地割字●●の畑1筆20,378㎡は、●●●地区の●●●●●さんの農地で、●●●地区の●●●●●さんに貸し付けるもので、再設定の案件でございます。利用目的及び賃借料、貸借期間はいずれも記載のとおりです。

次に13番の案件です。●●第●地割字●●●の畑1筆9,293㎡は、●●●地区の●●●●●さんの農地で、●●●地区の●●●●●さんに貸し付けるもので、再設定の案件でございます。利用目的及び賃借料、貸借期間はいずれも記載のとおりです。

11ページをご覧ください。14番の案件です。●●第●地割字●●●の畑2筆、田2筆、合わせて4筆21,349㎡は、●●●●●●●●の●●●さんの農地で、●●●地区の●●●●●さんに貸し付けるもので、再設定の案件でございます。利用目的及び賃借料、貸借期間はいずれも記載のとおりです。

次に15番の案件です。●●第●地割字●●●の畑1筆27,061㎡は、●●●地区の●●●●●さんの農地で、●●●地区の●●●●●さんに貸し付けるもので、再設定の案件でございます。利用目的及び賃借料、貸借期間はいずれも記載のとおりです。

次に16番の案件でございます。●●第●地割字●●の田2筆、畑4筆、●●の畑5筆合わせて11筆18,603㎡は、●●●地区の●●●●●さんの農地で●●●地区の●●●●●さんに貸し付けるもので新規の案件でございます。利用目的及び賃借料、貸借期間はいずれも記載のとおりです。

12ページをご覧ください。17番の案件でございます。●●●●●の田2筆、畑1筆合わせて3筆5,278㎡は、●●●地区の●●●●●さんの農地で、●●●地区の●●●●●さんに貸し付けるもので新規の案件でございます。利用目的及び賃借料、貸借期間はいずれも記載のとおりです。

- 以上でございます。
- 議 長 以上で説明が終わりました。ただ今の議案第2号の利用権設定に係る1番の案件について、質疑等ございましたら、どうぞ。
- 【7番落宰委員 挙手】
- 議 長 落宰委員。
- 7 番 はい。3番ですが、10アールあたり18,000円と高額ですが、間違いはないでしょうか。
- 【事務局長 挙手】
- 議 長 事務局長。
- 事務局長 はい。単価につきましては、双方の話し合いで決めていただいております。この案件につきましては再設定としてご報告いたしました。元々は●●さんのお父さんの●●●●さんと契約をしていたものを、今回の再設定にあたり、娘さんの●●●●さんとの契約になっております。金額につきましては、前回と同額ということでは認識していなかったところでした。
- この案件につきましては、もう一度確認しまして、後ほどお知らせさせていただきたいと思っております。よろしく申し上げます。
- 【7番落宰委員 挙手】
- 議 長 落宰委員。
- 7 番 わかりました。よろしく申し上げます。
- 議 長 ほかにございませんか。
- 【「なし」の声】
- 議 長 ないようですので、これより採決に移りたいと思いますが、ご異議ございませんか。
- 【「異議なし」の声】
- 議 長 異議なしと認め、採決に移ります。
- 議案第2号「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について」を原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。
- 【挙手全員】
- 議 長 挙手全員です。
- よって議案第2号「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について」は原案のとおり決定いたします。
- 《日程第6》
- 議 長 次に日程第6 「議案第3号 令和2年度農作業賃金標準額(案)の承認について」を議題に供します。事務局より議案の説明を求めます。
- 【事務局長 挙手】
- 議 長 事務局長。
- 事務局長 議案書は13ページをご覧ください。令和2年度の農作業賃金標準額については、2月20日に農政小委員会で原案を作成し、3月中旬に農作業賃金等設定検討会、今回は書面において関係機関の方々からご意見を頂戴し、この標準額表(案)として取りまとめたところでございます。
- 14ページをご覧ください。具体的な変更点は、1番の作業別賃金の引上げです。昨年10月に岩手県の最低賃金が1時間当たり790円に改定されたことから、本町の賃金がこれを下回るため値上げするものでございます。790円の時間給に8時間を掛けると6,320円になりますが、岩手県農業会議の「農業労賃標準額設定要領」において、100円単位での調整をすることとされているため、水田作業・畑作業とも6,400円としたところで、前年度の6,100円から300円、4.9

%引上げる案としています。

また、昨年度のサイロ詰込6,300円及びオペレーター作業8,900円は、他市町村の状況や作業内容等も考慮し、同様に300円ずつ引上げる案としております。

時間給は標準額を8時間で割り返した額、超過時間給についてはその額に1.25を掛けた額となります。

また、留意事項の適用期間は、令和2年4月から翌年3月までとしております。

次に、2番の農作業請負料金について、管内市町でも据え置きがほとんどで見直す動きは見られないことから、据え置きとし、前年度の消費税率が10%の場合と同額としておりますし、「税込み」、かつ、100円未満切上げによる「100円単位」での設定にしております。

以上でございます。

議長 以上で説明が終わりました。質疑等ございましたら、どうぞ。

【「なし」の声】

議長 ないようですので、採決に移りたいと思いますが、ご異議ございませんか。

【「異議なし」の声】

議長 異議なしと認め、採決に移ります。

議案第3号「令和2年度農作業賃金標準額(案)の承認について」を原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

【挙手全員】

議長 挙手全員です。

よって議案第3号「令和2年度農作業賃金標準額(案)の承認について」は原案のとおり決定し、4月1日から適用することになりますので、よろしく願います。

《日程第7》

議長 次に日程第7「議案第4号 農業委員会事務局職員の任免に関し承認を求めることについて」を議題に供します。事務局より議案の説明を求めます。

【事務局長 挙手】

議長 事務局長。

事務局長 議案書は、15ページと16ページをご覧ください。農業委員会事務局職員を次のとおり任免することについて、農業委員会等に関する法律第26条第3項の規定に基づき、委員会の承認を求めるものでございます。

令和2年度の人事異動によりまして、1年間お世話になりました私・和野は町長部局へ出向し、建設水道課へ異動となりました。短い期間でしたが皆様には大変お世話になりました。ありがとうございました。

新たに4月1日付けで、事務局長に松浦利明さんが農林環境エネルギー課長兼務で、主幹兼事務局長補佐に松尾さゆりさんが来られる予定です。

引き続きよろしくお願いいたします。

以上でございます。

議長 以上で説明が終わりました。質疑等ございましたら、どうぞ。

【「なし」の声】

議長 ないようですので、採決に移りたいと思いますが、ご異議ございませんか。

【「異議なし」の声】

議長 異議なしと認め、採決に移ります。

議案第4号「農業委員会事務局職員の任免に関し承認を求めることについて」を原案のとおり

り決定することに賛成の方は挙手願います。

【挙手全員】

議 長

挙手全員です。

よって議案第4号「農業委員会事務局職員の任免に関し承認を求めることについて」は原案のとおり決定いたします。

《日程第8》

議 長

次に日程第8「報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について」を議題に供します。

事務局より報告事項の説明を求めます。

【事務局長 挙手】

議 長

事務局長。

事務局長

議案書は17ページをご覧ください。農地法第18条第6項の規定による通知書を2件受理しましたので、ご報告いたします。

1番の事案です。農地の所在は、●●第●地割字●●の畑1筆 10,915㎡は、●●●地区の●●●●さんの農地で、同地区の●●●●さんに貸し付けておりましたが、賃借人の都合により解約するものでございます。解約成立日、土地引渡時期は記載のとおりです。なお、この農地は議案第2号「農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について」でご承認いただきました8番の案件の農地でございます。

次に2番の事案です。農地の所在は、●●第●地割字●●●の田2筆、畑3筆、合わせて5筆 8,368㎡は、●●●地区の●●●●さんの農地で、●●●地区の●●●●さんに貸し付けておりましたが、賃借人の都合により解約するものでございます。解約成立日、土地引渡時期は記載のとおりです。なお、この農地は議案第2号「農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について」でご承認いただきました7番の案件の農地でございます。

以上でございます。

議 長

以上で説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑等ございましたら、どうぞ。

【「なし」の声】

議 長

ないようですので、以上で報告第1号を終了いたします。

《日程第9》

議 長

次に日程第9「その他」ですが、委員の皆さんから何かございましたら、どうぞ。

【「なし」の声】

議 長

事務局からあれば、お願いします。

【「特にありません」の声】

議 長

ないようですので、「その他」を終了します。

以上で本日の日程がすべて終わりましたので、葛巻町農業委員会第21回総会を閉会いたします。

上記の議事録は、書記が記載したものであるが、その内容が正確であることを証明するため、ここに署名する。

令和2年3月30日

会 長 _____

議事録署名委員 _____

議事録署名委員 _____